

01 令和4年度 下半期予算執行状況

【問い合わせ】
財政課（麻生庁舎）
☎0299-72-0811

一般会計

歳入

科目	予算現額	収入済額	収入率
市 税	40億1485万円	40億643万円	99.8%
地方譲与税	2億7735万円	2億7735万円	100.0%
利子割交付金	129万円	129万円	100.0%
配当割交付金	1871万円	1871万円	100.0%
株式等譲渡所得割交付金	1479万円	1479万円	100.0%
法人事業税交付金	6319万円	6319万円	100.0%
地方消費税交付金	7億7959万円	7億7959万円	100.0%
ゴルフ場利用税交付金	1億2732万円	1億2732万円	100.0%
環境性能割交付金	2677万円	2677万円	100.0%
地方特例交付金	2507万円	2507万円	100.0%
地方交付税	60億2890万円	60億2890万円	100.0%
交通安全対策特別交付金	276万円	276万円	100.0%
分担金及び負担金	3797万円	2960万円	78.0%
使用料及び手数料	1億2694万円	1億1837万円	93.2%
国庫支出金	34億3207万円	27億6473万円	80.6%
県支出金	12億9125万円	4億6751万円	36.2%
財産収入	7236万円	6708万円	92.7%
寄附金	4億7055万円	4億4902万円	95.4%
繰入金	6億7967万円	8121万円	11.9%
繰越金	6億964万円	6億964万円	100.0%
諸収入	3億6300万円	3億3702万円	92.8%
市債	17億3150万円	1億4820万円	8.6%
合計	201億9554万円	164億4455万円	81.4%

歳出

科目	予算現額	支出済額	執行率
議会費	1億5636万円	1億4077万円	90.0%
総務費	43億2883万円	24億1024万円	55.7%
民生費	57億3610万円	48億7128万円	84.9%
衛生費	20億1840万円	10億6430万円	52.7%
農林水産業費	8億4460万円	6億5987万円	78.1%
商工費	2億5778万円	2億3502万円	91.2%
土木費	20億9630万円	14億2113万円	67.8%
消防費	8億2233万円	7億7135万円	93.8%
教育費	19億1612万円	16億4028万円	85.6%
災害復旧費	1万円	0	0.0%
公債費	20億875万円	20億861万円	100.0%
諸支出金	0	0	-
予備費	996万円	0	0.0%
合計	201億9554万円	152億2285万円	75.4%

歳入 予算現額 201億9554万円
収入済額 164億4455万円 (81.4%)
歳出 予算現額 201億9554万円
支出済額 152億2285万円 (75.4%)

特別会計・企業会計

会計名	歳入			歳出			
	予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	執行率	
国民健康保険特別会計	47億8566万円	41億4926万円	86.7%	47億8566万円	41億7968万円	87.3%	
介護保険特別会計	保険事業勘定	40億2541万円	40億431万円	99.5%	40億2541万円	34億5563万円	85.8%
	介護サービス事業勘定	1272万円	1160万円	91.2%	1272万円	1043万円	82.0%
後期高齢者医療特別会計	4億3673万円	4億3098万円	98.7%	4億3673万円	3億8094万円	87.2%	
水道事業会計	収益的収支	9億4821万円	9億4872万円	100.1%	8億3689万円	8億2149万円	98.2%
	資本的収支	3億8239万円	2億53万円	52.4%	6億8111万円	4億7083万円	69.1%
下水道事業会計	収益的収支	8億2330万円	7億9482万円	96.5%	8億2293万円	7億5852万円	92.2%
	資本的収支	4億253万円	3億1542万円	78.4%	6億5102万円	5億5489万円	85.2%

基金の状況

■財政調整基金	21億588万円
■減債基金	8億8353万円
■公共施設整備基金	15億3963万円
■揚排水施設維持管理基金	7322万円
■なめがた振興基金	1億493万円
■行方市ふるさと応援寄附金基金	1億7517万円
■行方市合併振興基金	18億7170万円
■行方市防災まちづくり事業基金	6320万円
■玉造有機肥料供給センター改修等基金	1億500万円
■行方市公共交通システム事業基金	1億493万円
■行方市学習環境改善事業基金	1080万円
■行方市森林環境譲与税基金	279万円
■国民健康保険支払準備基金	1億7376万円
■介護給付費準備基金	4億7960万円
■下水道事業基金	2億9115万円
合計	79億8529万円 ※現在高

出資金等の状況

■株券	4470万円
■出えん金	4000万円
■出資金	5億8522万円
■寄託金	2548万円
■債権	2057万円
合計	7億1597万円 ※現在額

市債の状況

■一般会計債	151億549万円
■水道建設事業債	21億2867万円
■下水道建設事業債	43億5543万円
合計	215億8959万円 ※未償還額

※数値は表示単位未満を四捨五入しています。

市では、市の財政がどのように運営されているかを市民の皆さんにお知らせするため、予算の執行状況のあらましについて年2回公表しています。今回は、令和5年3月31日現在の執行状況についてお知らせします。



02 児童手当

【問い合わせ】
こども福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 現況届の提出が必要な場合があります

児童手当・特例給付を受給中の方は、令和4年度から現況届の提出が原則不要となりました。ただし、以下に該当する方は、現況届の提出が必要ですので、ご注意ください。

▼ 児童手当の現況届とは

毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。令和4年度から受給者の現況を公簿等で確認できる方については、提出が不要となりました。

▼ 提出が必要な方

- ・支給要件児童の未成年後見人となっている法人
- ・離婚協議中で配偶者と別居している方
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・施設等受給者
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

▼ 提出方法

6月中旬頃に現況届を郵送しますので、必要書類を添えて、提出してください。

提出期限：6月30日（金）

提出先：こども福祉課

▼ 所得超過により児童手当・特例給付が支給されていない方へ

手当が支給されていない方で、下記表②所得上限限度額未満となった場合、新たに認定請求書の提出等が必要です。所得上限限度額を下回ることを認識した日の翌日から15日以内に申請してください。該当する方は、こども福祉課までお問い合わせください。

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622万円	833.3万円	858万円	1071万円
1人 (児童1人の場合 等)	660万円	875.6万円	896万円	1124万円
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698万円	917.8万円	934万円	1162万円
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736万円	960万円	972万円	1200万円
4人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774万円	1002万円	1010万円	1238万円
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812万円	1040万円	1048万円	1276万円

※「収入額の目安」は、給与収入でのみ計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

03 子育て世帯生活支援特別給付金

【問い合わせ】
こども福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 低所得の子育て世帯に対し給付金が支給されます

食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、生活支援特別給付金が支給されます。

▼ 支給対象者

【ひとり親世帯の方】

以下のいずれかに該当する方

- (1) 令和5年3月分の児童扶養手当受給者
- (2) 公的年金給付等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等）を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方
※既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります。
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。
- (3) 児童扶養手当受給者相当の収入となった方

【ひとり親世帯以外の方】

以下のいずれかに該当する方

- (1) 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）を受給された方
- (2) 平成17年4月2日から令和6年2月29日までの間に出生した児童（申請した時点で一定の障害がある平成15年4月2日以降に出生した子ども対象）を養育する父母等であって、次のア. またはイ. に該当する方
ア. 令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ. 令和5年1月以降の収入が非課税相当となった方

▼ 支給について

対象者	ひとり親世帯の方			ひとり親世帯以外の方	
	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)
申請	不要 5/26 (金) 振込済	必要		不要 6/9 (金) 振込予定	必要

▼ 支給額

児童一人あたり一律5万円

▼ 申請期間

6月1日（木）～令和6年2月29日（木） ※閉庁日を除く

▼ 申請方法

申請書類をこども福祉課へ提出

※生計を同一にする家族の戸籍謄本、家計の状況に関する書類（給与明細書、年金決定通知書等）が必要となる場合があります。

詳しくは、お問い合わせください。

04 国民年金保険料

【問い合わせ】
国保年金課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111
水戸南年金事務所
☎ 029-227-3251

■ 国民年金保険料についてのお知らせです

▼ 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和5年4月分から令和6年3月分までの国民年金保険料は、月額16,520円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付や電子（キャッシュレス）決済、口座振替で納付することもできます。他に、保険料をまとめて前払い（前納）することで割引される前納制度もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、文書、訪問により、早期に納めていただくよう案内を行っています。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方（被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主）の財産が差し押さえられることがありますので、納付期限までに納付をお願いします。

▼ 年金受け取り額を増やせる付加年金

定額保険料（令和5年度16,520円）に月額400円の付加保険料を上乗せして納付すると、将来の老齢基礎年金が加算されます。

▼ 国民年金保険料免除・納付猶予の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

失業や所得が少ないなど経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

▼ 産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前月から6カ月間）の国民年金保険料が免除になります。届け出は、出産予定日の6カ月前からできます。出産前に申請される際は、母子手帳など出産日等の確認ができるものをお持ちください。

▼ 会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーアルバイター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者への切り替え手続きが必要です。

※各手続きは、国保年金課（玉造庁舎）または麻生・北浦庁舎総合窓口室で受け付けています。

※国民年金制度についての詳細は、日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）をご覧ください。

05 木造住宅の耐震診断士派遣事業

【問い合わせ】
都市建設課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 木造住宅の耐震診断を行います

既存木造住宅の耐震性を確認するための『耐震診断士派遣事業』実施にあたり、事業希望者を募集します。

▼ 診断概要

木造住宅耐震診断士を派遣し、目視や聞き取りによる一般耐震診断を行い、耐震補強が必要かどうかを判定してもらいます。診断後、耐震補強の工事や精密診断を強制することはありません。

▼ 対象住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（旧耐震基準）で、階数が2階以下、延べ床面積が30㎡以上のもの。併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの。

▼ 対象者

上記「対象住宅」の所有者で、市税等に滞納が無い方

▼ 調査費用

無料

▼ 募集件数

1件

▼ 申し込み方法

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課に提出

▼ 申込期限

8月31日（木）

▼ その他

耐震診断の結果、耐震改修が必要となった場合は「設計費」「工事費」について一部助成する制度もありますので、ご相談ください。

▼ 留意事項

「無料耐震診断」「耐震改修」をかたって訪問してきた業者にはご注意ください。悪質商法の可能性もあります。市が業者等のあつせんをすることはありません。

広告

年金・ローン・共済無料相談

年金：年金の専門家である社会労務士が相談に応じます。年金のお受け取り手続きや、年金受給に必要な資格期間や受給見込額についてなど、さまざまな疑問にお答えいたします。

ローン：住宅・自動車・教育・農業関連の資金など、今から将来にかけて必要となるお金のご用意について、この機会にぜひご相談ください。

共済：ご加入中の保険等内容などを無料診断します。

※相談は予約制となっておりますので、事前にお電話でご予約の上、ご来店ください。ご予約状況によりご希望に添えない場合もございます。

開催店舗：北浦支店 行方市山田 3018-2
JA なめがたしおさい 開催日時：令和5年7月8日（土）午前9時～午後3時
電話番号：0291-35-2211

開催店舗：麻生支店 行方市島並 857-2
開催日時：令和5年7月16日（日）午前9時～午後3時
電話番号：0299-72-0068

© よりぞう

神栖・鹿島セントラル 法律事務所

お気軽にご相談ください

☎0299-91-1171
弁護士 瀧 智英
 谷本 雅晃
(茨城県弁護士会所属)

鹿島セントラルビル新館5階

〒314-0144 茨城県神栖市大野原4丁目7番11号

うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲間がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談ください

☎029-835-3751

結婚相談所ムスベル

06 ふるさと納税返礼品募集

【問い合わせ】
事業推進課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ 自慢の商品を全国へ発信しませんか

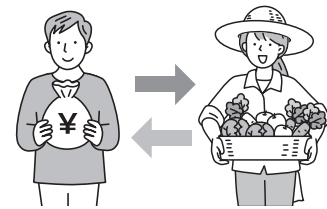
市では、市の魅力発信につながる「ふるさと納税返礼品」を提供していただける方を募集しています。また、返礼品のご提案、ご相談、お問い合わせなども、随時受け付けています。

▼ こんな方にオススメ！

行方市内の企業・事業者・生産者の方で「自社商品を全国にPRしたい！」「行方市を盛り上げたい！」「販路をもっと広げたい！」と感じている方

▼ メリット

- ・全国規模で商品を提供できます。
- ・ふるさと納税ポータルサイトに返礼品や店名が記載されます。
- ・返礼品発送時、自社の商品カタログ等を同封できます。
- ・掲載料や手数料等の負担なし。
- ・最小ロット制限なし。（少量から掲載可）
- ・送料は市が負担します。
- ・来店型チケットも返礼品にできます。（商品を送るのではなく、チケットを送付して来店してもらう）



▼ 対象者

個人事業主または法人で以下の全てに該当する方

※地場産品の基準を満たす必要があります

- (1) 市内で生産・製造・サービス提供を行っていること
- (2) 市内の特産品を使った商品等を提供していること
- (3) 市税等の滞納が無いこと

※詳しくは、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

▼ 問い合わせ先

行方市ふるさと納税受託会社
一般社団法人行方市まちづくり推進機構
☎ 0291-32-7561



＼行方市のふるさと納税はココがすごい！！／

令和4年度の寄付額 約4億6,600万円 寄付件数 約4万件

《過去最高を記録しました》

07 農山漁村発イノベーションシンポジウム

【問い合わせ】
ブランド戦略課
(農業振興センター)
☎ 0291-35-3114

■ 参加者を募集します

市の地域ブランディングを推進し、持続可能な地場産業を育成するため、行方市「農山漁村発イノベーション」シンポジウムを開催します。皆さんのご参加をお待ちしています。

▼ 開催日時

7月1日(土) 10:00～11:45

▼ テーマ

“コトづくり”から農畜水産物の付加価値化
と持続可能な経営を考える

▼ 内容

第1部 講演

【講師】井上 隆太郎氏

(株式会社井上寅雄農園代表)

第2部 パネルディスカッション

【コーディネーター】

小川 繁幸氏(東京農業大学 准教授)

【パネリスト】

井上 隆太郎氏(株式会社井上寅雄農園代表)

鈴木 周也(行方市長)

▼ 会場

オンライン または 農業振興センター

▼ 参加費

無料

▼ 定員

無し

▼ 申込期間

6月1日(木)～6月28日(水)

▼ 参加方法

氏名・年齢・住所・電話番号・メールアドレス・
職業をご記入の上、市公式ホームページの申
し込みフォーム、Eメール(name-brand@
city.namegata.lg.jp)、電話のいずれかでお
申し込みください。

申込者には、後日参加方法等をご案内します。
(オンラインの場合は、ご自身のパソコン等
を使用してご参加いただきます)



申し込みフォーム▶

08 6月は不法投棄防止強調月間

【問い合わせ】
環境課(北浦庁舎)
☎ 0291-35-2111
鹿行県民センター環境・保安課
☎ 0291-33-6057

■ 不法投棄の防止・解決には早期発見・早期対応が最も重要です

茨城県および行方市では、6月の「不法投棄防止強調月間」に合わせて、廃棄物の不法投棄や不適正な残土処分の撲滅に向けた監視パトロールを集中的に実施しています。また、年々悪質・巧妙化している不法投棄の事案に対しては「捨て得は許さない」という方針で、不法投棄行為者や搬入業者、排出事業者、土地所有者等に対して撤去指導を行います。これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともありますのでご注意ください。

不法投棄・野焼き・不適切な残土埋め立てを発見した場合、下記の専用フリーダイヤル「不法投棄110番」へ通報をお願いします。

不法投棄 110番 ☎ 0120-536-380 受付時間：平日 8:30～17:15

※受付時間外は最寄りの警察署まで通報をお願いします

09 特定外来生物オオキンケイギク

【問い合わせ】
環境課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 駆除にご協力をお願いします

▼ オオキンケイギクとは

例年、5月から7月にかけて、きれいな黄色い花を咲かせ、道路沿いや庭先、空き地などで生息が確認されています。非常に強い繁殖力のため在来種を駆逐してしまう恐れがあり、外来生物法により栽培、保管、運搬、輸入、野外へ放つ、植える、および種子をまくなどの行為が禁止されています。違反すると罰則が科せられます。平成18年2月に特定外来生物の指定を受けました。

▼ オオキンケイギクの特徴

- ・高さ30センチメートルから70センチメートルの多年草
- ・開花時期は5月から7月頃で、根元から束状に多数生えている
- ・葉は細長い槍のような形をしている
- ・花の中心はオレンジ色で、黄色の舌状花の先が4～5つに裂けている

▼ 駆除の方法

以下の対策を粘り強く実施することが、在来種への影響を防ぐことにつながります。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

- ① 開花時期に根を残さず抜き取る
- ② 1週間ほど袋に入れて枯らす（枯れる前の移動は運搬にあたるため、禁止されています）
- ③ 種子の飛散を防ぐため、袋の口を密閉し、燃えるごみとして廃棄する
- ④ 翌年以降も生えてきた場合は、①～③を繰り返し行う



オオキンケイギクに似ている植物



ブタナ（タンポポモドキ）
同時期に咲く類似の花。
花は、タンポポにそっくりで、葉には、不揃いの波形のぎざぎざ（鋸歯）がある。

オオキンケイギクに似ているその他の植物の写真等を以下のサイトから見るができます。



九州地方環境事務所外来生物対策のページ
https://kyushu.env.go.jp/wildlife/mat/m_2_3.html



環境省外来生物法のページ
<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

10 第65回水道週間

【問い合わせ】
水道課（泉配水場）
☎ 0299-55-1108

■ スローガン「水道水 安心・安全 これからも」



6月1日（木）から7日（水）までの一週間、全国一斉に水道週間が実施されます。この期間は、皆さんに水道についての理解と関心を深めていただくために設けられています。

茨城県内の水道普及率は95.3%で、約13万4千人の方が水道を利用していないのが現状です。また、令和3年度の井戸水の水質検査では、一般細菌の項目など39.8%が不適合となるなど、飲用に適さないという結果が出ています。

水道水は、不純物を取り除き、塩素によって殺菌を行い、きれいな水にして皆さんのご家庭に送り届けられます。また、水道法によって51項目の水質基準が定められ、安心して飲める水を供給するために、厳しい検査が行われています。

市では、今後もより質の高い安全で良質な水を安定的に供給できる水道施設の整備に努めます。また、一般家庭で新たに水道に加入される

場合、水道加入金の減免制度を実施しています。ぜひ、安全な水道に加入してはいかがでしょうか。水道事業の取り組みに今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

11 幼稚園・学校支援ボランティア

【問い合わせ】
生涯学習課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ ボランティアとして活動ができる地域の方を募集します

幼稚園や学校の教育活動や環境整備活動など、ボランティアとして活動していただける地域の方を募集しています。ボランティアにお申し込みいただいた方は「幼稚園・学校支援ボランティア一覧」に登録され、幼稚園や学校からの依頼を受けて活動を行います。地域の幼稚園や学校を支援していく活動なので、謝金や交通費などの支給はありません。ただし、ボランティア活動中の事故については、市が加入する保険内で対応します。

▼ 任期

ボランティア登録日から令和6年3月末まで

▼ 活動場所

市内幼稚園・市内小中学校

▼ 活動日時

活動する幼稚園・学校と相談の上決定

▼ 活動内容

【学習支援】習字の指導、読み聞かせ、絵画の技術指導、学習の補助など

【行事・環境・生活全般・部活動支援】施設内の環境整備、部活動の指導、保育の見守りなど

※詳しい活動内容については、市公式ホームページをご確認ください。

▼ 申し込み方法

行方市幼稚園・学校支援ボランティア登録書（各公民館に設置または市公式ホームページからダウンロード可能）に必要事項を記入の上、生涯学習課へ提出



12 市税と保険料

【問い合わせ】

収納対策課（納付全般）・税務課（市税）

麻生庁舎 ☎0299-72-0811

介護福祉課（介護保険料）・国保年金課（後期高齢者医療保険料）

玉造庁舎 ☎0299-55-0111

■ よくあるご質問 ～市県民税（住民税）編～

Q. 市県民税（住民税）とは何ですか？

A. 前年の1月1日から12月31日までに得た所得に対して課税される地方税です。

Q. 令和5年1月20日に行方市からA市に引っ越しました。令和5年度の市県民税の通知が行方市から届いたのですが？

A. 市県民税は原則として1月1日に住民登録がある市町村で課税されます。令和5年1月1日現在、あなたの住所は行方市にあったので、令和5年度分の市県民税は行方市に納めることになります。

Q. 市県民税が昨年度と比べて高くなったのですが？

A. 市県民税は所得の申告をもとに計算されます。昨年に比べて収入は増えていませんか？また、控除額や扶養の人数などに変更はありませんか？

Q. 令和5年度の所得証明書はいつから取得できますか？

A. 市県民税が特別徴収（給与から天引き）の方は5月12日（金）から、普通徴収（納付書や口座振替で納付）の方は6月13日（火）から取得できます。

■ 事業主を対象とした共通納税システムのお知らせ

個人住民税（特別徴収分）を、地方税共通納税システム（eLTAX）を使ってインターネットから納付することができます。（納付にかかる手数料は無料です）

▼ 地方税共通納税（電子納税）が可能なもの

- 特別徴収に係る本税の納入
- 特別徴収に係る延滞金、加算金の納入

サービス内容や利用手続きについては、eLTAX（エルタックス）ホームページをご覧ください。

▼ eLTAX ヘルプデスク

【受付時間】 9:00～17:00（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

【電話番号】 0570-081459（つながらない場合：03-5521-0019）

6月の市税と保険料は・・・

市・県民税 第1期 介護保険料 第2期

納期限（振替日）は6月30日です。

行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」



Lucky FM 茨城放送（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 1197kHz、土浦・県西中継局 1458kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPYパンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひろどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市）

■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

友達づくり、異業種交流、恋活！



**独身者
限定**

なめがた社会人サークル

チアフル会員募集！

「チアフル」って？

にこにこ、楽しい、明るいという意味の「チアフル」は、出会いや交流の場として年代別、趣味別のイベントを実施するサークルです！

活動内容

年代別、趣味別のイベントの実施(興味のあるもののみ参加でOK)

入会資格

独身で満18歳以上の方
(市内市外問いません)

会費等

会費無料。希望するイベントに参加する際に参加費のみご負担いただきます。

入会方法

行方市公式HP「いばらき電子申請・届出サービス」から申込。(又は申請書類をダウンロードして提出)登録の際、下記の書類が必要となります。

【市内の方】身分証明書 【市外の方】身分証明書・戸籍謄本又は独身証明書



お問い合わせ先

行方市事業推進課 事業推進グループ

電話番号 0299-72-0811 (内線366) E-mail seisaku02@city.namegata.co.jp